

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和7年8月22日

○出席委員（6名）

委員長	世古安秀	副委員長	坂倉広子
委員	世古雅人	委員	山本欽久
委員	濱口正久	委員	木下順一

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・勢力総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長	佐々木 真紀	次長兼 議事総務係長	平山智博
議事総務係 書記	岡村 なぎさ		

(午前10時00分 再開)

○世古安秀委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を再開いたします。

早速ですが、令和7年8月27日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○勢力総務課長 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、令和7年8月27日会議に提出いたします議案についてご説明させていただきます。

提出議案一覧表をご覧ください。

まず、今回提出いたします議案のうち、議案第24号及び議案第25号が補正予算議案で2件を提出し、上程日当日に議決をいただきたい議案でございます。

次に、議案第26号及び議案第27号が一般会計及び特別会計補正予算議案の2件、議案第28号から議案第34号までが条例改正の議案7件、議案第38号がその他の議案として1件の計10件と認定3件、報告5件の計18件、先ほど説明した即日表決をお願いいたします2件と合わせて20件を提出いたします。

また、追加議案といたしまして、一覧表の2ページ目になりますが、9月24日会議には教育長の任命、教育委員会委員の任命及び公平委員会委員の選任についての議案3件を提出予定しております。

それではまず、議案第24号、令和7年度鳥羽市一般会計補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。

令和7年度一般会計補正予算（第3号）等の概要をご覧ください。

補正予算の規模ですが、令和7年度一般会計補正予算（第3号）は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した水道基本料金の減免1,400万円のほか、鳥羽駅前広場の舗装工事に対する負担金1,100万円を計上し、補正後の一般会計予算額は140億3,200万円となります。

企業会計においては、水道事業で水道基本料金の減免のため、1,400万円を財源更正し、補正後の企業会計の予算額は補正前と同額の22億950万5,000円となります。

それでは、内容についてご説明させていただきますので、4ページをご覧ください。

上段では、水道事業会計補助金で1,400万円を計上しています。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減支援策として、水道基本料金の減免を1か月延長するために必要な費用を補正するものでございます。

続きまして、下段をご覧ください。

都市計画区域整備事業で1,100万円を計上しています。

近畿日本鉄道が管理する鳥羽駅前広場について、コンクリート舗装工事にかかる費用を支援するため、必要となる費用負担分を補正するものでございます。

続きまして、議案第25号、令和7年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第2号）です。

令和7年度水道事業会計補正予算（第2号）の概要をご覧ください。1枚になってます。

補正予算の規模ですが、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への負担軽減

となる支援策として、現在実施しています水道基本料金の減免を1か月延長するものでございます。

表の収益的収支の規模をご覧ください。

収入の営業収益を1, 400万円減額し、営業外収益を1, 400万円増額するもので、先ほどの一般会計と合わせたこの2議案が上程日当日に議決をいただきたい議案として上程しております。

続きまして、議案第26号、令和7年度鳥羽市一般会計補正予算（第4号）及び議案第27号、令和7年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

令和7年度一般会計補正予算（第4号）等の概要をご覧ください。

補正予算の規模ですが、令和7年度一般会計補正予算（第4号）は、基金積立金で2億8, 749万9, 000円のほか、福祉医療費助成事業で497万2, 000円、児童健全育成事業で1, 848万円などを計上し、補正後の一般会計予算額は143億8, 800万円となります。

特別会計においては、定期航路事業特別会計で3, 200万円を計上し、補正後の特別会計予算額は68億5, 400万円となります。

それでは主な内容についてご説明させていただきますので、4ページからご覧ください。

4ページ、5ページの上段で積立金（基金）となっております。

前年度決算剰余金など、各基金への積立金を補正したものでございます。

続きまして、ページめくっていただき、6ページの下段をご覧ください。

福祉医療費助成事業では、マイナンバーカードを活用した医療費助成のオンライン資格確認に必要なシステム改修費用を補正するものでございます。

続きまして7ページ上段、拡充事業といたしまして、放課後児童健全育成事業では1, 848万円を計上しています。

加茂地区に放課後児童クラブを新設するにあたり、岩倉老人憩の家を改修し、放課後児童クラブとして活用するために必要な費用を補正するものでございます。

下段では、保育所施設整備事業で982万1, 000円を減額しております。

船津保育所と安楽島保育所の統合に関し、旧ゆめぱーる部分の活用を白紙としたことから、設計測量等業務委託料を減額するものでございます。

続きまして9ページをご覧ください。

まず上段で、拡充事業といたしまして、へき地診療所運営事業で657万2, 000円を計上しています。

不足が見込まれる代診医師にかかる費用のほか、これから離島医療について考える会議を実施するにあたり、その費用を補正するものでございます。

下段では、加茂川井堰等農業用水路管理業務で181万5, 000円を計上しています。

加茂川の松尾井堰の農業用水取水用ポンプの取り替え工事を行うための工事請負費を補正するものでございます。

ページめくっていただき、11ページ下段をお願いします。

地方道路整備（交付金）事業では800万円を計上しています。

市道森崎村山線道路改良工事について、不足する工事請負費を補正するものでございます。

めくっていただいて 13 ページ下段をお願いします。

拡充事業といたしまして、生涯スポーツ振興事業で 116 万 4,000 円を計上しています。

中学校の部活動は、学校や地域クラブなど地域全体で支える部活動の地域展開の推進が示されています。令和 8 年度以降、スムーズな地域展開の実施に向け、休日の部活動の地域展開における活動の充実と持続的な実施体制を構築するための費用を補正するものでございます。

14 ページをお願いします。

定期航路事業特別会計繰出金で 3,200 万円を計上しています。

次ページの定期航路事業特別会計への必要経費を繰り出すもので、15 ページ上段では船員一般経費として 2,489 万円を計上し、船員の欠員により不足が見込まれる時間外手当を補正するものでございます。

下段は、船舶運航経費として 711 万円を計上しています。

第 28 鳥羽丸の空調機器を緊急に修繕したことから、不足する修繕料を補正するものでございます。

続きまして、先ほどの議案一覧のほうに戻っていただきますようお願いします。

3 ページの条例の一部改正についてご説明します。

議案第 28 号、鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてです。

育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため所要の改正を行うもので、職員本人または職員の配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た場合における情報提供、意向確認等に係る規定を整備するもので、施行期日は令和 7 年 10 月 1 日からとなっております。

続きまして、議案第 29 号、鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてです。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充を図るため、所要の改正を行うものでございます。

下の表を見ていただきますと、現行、今、部分休業として 1 日につき 2 時間までの範囲内で取得することができるですが、今回の改正では、そのまま現行通りの 2 時間以内の勤務が第 1 号部分休業とし、また、2 時間以上の取得については 1 年につきトータルで 10 日相当の範囲内でできる第 2 号部分休業を新設し、職員は 1,2 のいずれかを選択することができるようになります。

施行期日は令和 7 年 10 月 1 日からとなりますので、2 号部分については、今年はちょうど半年ですので、今後、残りの半年は 5 日間という形の附則も計上させていただいております。

ページめくっていただいて、4 ページをご覧ください。

議案第 30 号、鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正についてです。

半島振興法第 17 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもので、同条第 1 条第 1 項第 2 号に規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品または役務に関する情報の提供に関する事業その他の総務省令で定める事業を対象事業から削除する規定となっております。

施行期日は公布の日からとなっております。

議案第31号、鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正については、岩倉老人憩の家を廃止したく所要の改正を行うもので、施行期日は公布の日からとなっております。

続いて、議案第32号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議する合議制の審議会を設置するための所要の改正を行うもので、鳥羽市災害弔慰金支給審査委員会の設置に係る規定を整備するものです。

なお、委員の報酬については、附則で委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例で新設させていただいております。

こちらの施行期日は公布の日からとなっております。

続きまして議案第33号、鳥羽市給水条例の一部改正については、災害等において、他の市町村長または他の市町村長が指定した工事事業者による工事実施を可能にするため所要の改正を行うもので、災害等において、地元の給水装置工事事業者の確保が困難な場合、他の市町村長または他の市町村長が指定した工事事業者による工事実施を可能とする規定を整備するものでございます。

施行期日は公布の日からとなっております。

5ページ、議案第34号、鳥羽市公共下水道条例の一部改正については先ほどの給水条例と類似するところがございまして、災害等において、他の市町村長が指定した工事事業者による工事実施を可能にするため所要の改正を行うもので、災害等において、地元の下水道排水設備指定工事事業者の確保が困難な場合、他の市町村長が指定した工事事業者による工事実施を可能とする規定を整備するもので、施行期日は公布の日からとなっております。

議案第35号、令和6年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

令和6年度に生じた利益の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるもので、令和6年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金3億1, 342万9, 630円のうち5, 743万650円を減債積立金に、4, 000万円を建設改良積立金に積み立て、残りの2億1, 599万8, 980円を自己資本金に組み入れるものでございます。

続いて、認定第1号、令和6年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定については、令和6年度における本市の一般会計及び特別会計の決算について監査委員の審査に付したので、その意見を付けて議会の承認を求めるもので、表のほうをご覧ください。

表の一番下の下段の合計欄ですが、一般会計、特別会計の合計で、歳入は211億3, 424万1, 000円、歳出は203億5, 576万7, 000円、翌年度繰越財源は236万円で、この繰越財源を除いた実質収支は7億7, 611万4, 000円となります。

ページをめくっていただきまして、次に認定第2号、令和6年度鳥羽市水道事業会計決算認定です。

こちらは、鳥羽市水道事業会計決算書の12ページもご参照いただければと思います。

説明のほうはこちらの今、ずっと継続してます6ページのほうですが、令和6年度水道事業決算の収益的収支は収入決算額12億581万6, 000円、支出決算額10億7, 156万1, 000円となり、消費税を除いた収支差し引きで9, 743万1, 000円の純利益となりました。

資本的収支につきましては、収入決算額が2億8, 974万9, 000円、支出決算額が6億4, 852万

6, 000円となり、収支差引額3億5, 877万7, 000円の不足となりました。

また、補填財源といたしまして、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額は3, 628万4, 000円、過年度分損益勘定留保資金は1億649万4, 000円、減債積立金は1億7, 436万6, 000円、建設改良積立金が4, 163万3, 000円でございます。

続きまして、報告第3号……ごめんなさい、違います、認定です。まだですね。

そのまま6ページ、認定第3号、令和6年度鳥羽市下水道事業会計決算認定についてでございます。

こちらは、鳥羽市下水道事業会計決算書の16ページの経営状況にも記載してあるとおりでございます。

令和6年度下水道事業決算の収益的収支は、収入決算額1億6, 248万3, 000円、支出決算額1億6, 325万1, 000円となり、消費税を除いた収支差し引きで201万7, 000円の純損失となりました。資本的収支につきましては、収入決算額は2, 732万2, 000円、支出決算額が5, 044万7, 000円となり、収支差引額2, 312万5, 000円の不足となりました。

また、補填財源として、引き継ぎ金は1, 875万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額は124万9, 000円、当年度分損益勘定留保資金は312万6, 000円でございます。

次に、ページめくっていただきまして、報告第3号、令和6年度鳥羽市健全化判断比率の報告についてでございます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字のためございません。実質公債比率は7.8%でございます。将来負担比率については、将来負担額よりもそれらに充当できる財源が上回っていることから、比率が算定されておりません。

続いて、報告第4号から6号ですが、報告第4号、令和6年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について、同じく報告第5号、令和6年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について、報告第6号、令和6年度鳥羽市下水道事業会計資金不足比率の報告についての3件については、資金不足額が生じないため数字がございません。

最後に、報告第7号、一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況の報告については、地方自治法の規定に基づき定められた法人について、経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出するものでございます。

各予算書、決算書を配付しておりますので、よろしくお願ひします。

以上で提出議案についてのご説明とさせていただきます。

○世古安秀委員長 総務課長の説明は終わりました。

続きまして、会議日程及び議案の取扱いについて、事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○佐々木事務局長 議会事務局の佐々木です。よろしくお願ひいたします。

それでは、私のほうから9月会議日程についてご説明させていただきます。

9月会議に上程される議案につきましては、先ほど総務課長からも説明のありましたとおり、補正予算議案4件、条例議案7件、その他議案1件、認定3件、報告案件5件の合計20件でございます。

次に会議日程及び議案の取り扱いについてですが、ドライブに共有しております令和7年9月会議日程(案)をご覧ください。

8月27日に会議を再開いたします。議事に先立ちまして、諸報告の後、会議録署名議員の指名を行います。議案第24号及び議案第25号の2件に関しまして、即日表決を行うことから、提案者の趣旨説明の後、議案に対する質疑を行い、予算決算常任委員会に付託いたします。

委員会終了後、議場にて予算決算常任委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論の後、表決を行います。

次に、議案第26号から議案第35号までの10件を一括議題とし、提案者の趣旨説明、続いて、認定第1号から第3号を一括上程し、提案者の趣旨説明を行っていただきます。

次に、報告第3号から第7号の5件について一括上程し、提案者の報告をいただきます。

続いて、請願第2号を上程し、紹介議員からの趣旨説明を行っていただきます。

一般質問につきましては、別紙の一般質問通告者一覧表をご覧ください。

通告者は7人となっております。9月2日、3日の2日間で行い、1日目4人、2日目3人で行いたいと考えております。

9月5日には付託議案を一括上程し、議案に対する質疑を行った後、各常任委員会に付託を行います。

各常任委員会の日程につきましては、9月8日に行行政常任委員会を開催し、請願を含む8議案について審査いただきます。

予算決算常任委員会につきましては、決算審査としまして9月9日から12日の4日間を午前9時から始めさせていただき、補正予算議案の審査を16日午前10時からご審議をお願いしたいと思います。

9月24日の会議におきましては、会議録署名議員の指名の後、各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論の後、表決を行います。

なお、質疑の締め切りは、議案第24号及び議案第25号の2件については8月25日月曜日の正午、他の議案については9月3日水曜日の正午になります。

また、行政常任委員会におけるその他通告につきましては、9月5日金曜日の正午とさせていただきます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○世古安秀委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことにつきましてご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 よろしいですね。

ないようですので、お諮りいたします。

会議日程及び議案の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案等の取扱いについてはそのように決定いたします。

続きまして、追加議案の上程等について、事務局長より説明をいたさせます。

事務局長。

○佐々木事務局長 続きまして、追加議案の上程等について説明させていただきます。

提出議案一覧表の2ページ、令和7年9月24日会議提出議案一覧表をご覧ください。

9月24日水曜日、表決後、人事案件としまして、議案第36号、教育長の任命、議案第37号、教育委員会委員の任命及び議案第38号、公平委員会委員の選任について一括上程を行い、提案者の趣旨説明、議案に対する質疑の後、表決を行います。

なお、この人事案件につきましては、9月5日金曜日の質疑終結後に全員協議会を開催し、ご説明させていただきますのでご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○世古安秀委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、お諮りいたします。

追加議案等の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、追加議案の取扱いについてはそのように決定いたします。

ご協議いただくことは以上です。

これをもちまして議会運営委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

(午前10時27分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和7年8月22日

議会運営委員長 世古安秀